

令和5年10月6日

## 高知県郡部地区のタクシー運賃改定について

～運賃改定に係る審査手続きを開始～

令和5年6月30日に高知県郡部地区のタクシー事業者から最初のタクシー運賃改定申請書が提出され、その後、3ヶ月間を申請受付期間としていたところ、令和5年9月19日までに、法人タクシー事業者の保有する車両の7割以上の事業者からタクシー運賃改定申請がありました。

これを受け、四国運輸局において運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判定しましたので下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

### 記

#### 1. 申請受付期間

令和5年6月30日 ～ 令和5年9月29日

#### 2. 申請状況

- (1) 申請事業者数 35者（高知県郡部地区法人事業者数72者）
- (2) 申請事業者車両数 268両（高知県郡部地区法人車両数378両）
- (3) 申請率 70.90%
- (4) 申請改定率 11.3～56.3%

#### 3. 申請内容

- (申請) 普通車 1. 00kmまで 560円  
189～267mごとに 80円
- (現行) 普通車 1. 35kmまで 580円、298mごとに 80円

#### 4. 運賃適用地域

高知県郡部地区（高知県のうち高知市域地区を除く全域）

（問い合わせ先）

四国運輸局 自動車交通部 旅客課

担当者：村上、櫻又、安澤

電話：087-802-6771